（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第三十七条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）」に改め、同項第三号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改める。

第十二条第一項第二号中「及び従前の住所」を「、従前の住所及び個人番号」に改め、同項第五号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改める。

第十六条第一項第二号及び第十七条の二第一項第二号中「氏名」の下に「及び個人番号」を加える。

第十九条第一項第二号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第二十二条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　個人番号

第二十三条第四号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　個人番号

第二十四条第四号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　個人番号

第二十五条第二号及び第二十六条第二号中「氏名」の下に「及び個人番号」を加える。

第三十二条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　個人番号

第三十七条第二項第二号及び第四十二条第二項第二号中「氏名」の下に「及び個人番号」を加える。

第四十七条第一項第二号中「氏名」の下に「又は個人番号」を加える。

第五十四条第一項第二号、第六十条第一項第二号、第六十一条の二第一項第二号、第六十二条第一項第二号及び第六十七条第一項第二号中「氏名」の下に「及び個人番号」を加える。

第七十条第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　個人番号

第七十条第二項中「前項第二号」を「前項第三号」に改める。

第七十一条の九第一項第二号、第七十一条の十第一項第二号及び第七十三条第二号中「氏名」の下に「及び個人番号」を加える。

（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第三十八条　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次のように改正する。